

決議 1780 (2007)

2007年10月15日、安全保障理事会第5758回会合で採択

安全保障理事会は、

ハイチに関する安保理の従前の諸決議、とりわけ安保理決議 1743 (2007)、1702 (2006)、1658 (2006)、1608 (2005)、1576 (2004) および 1542 (2004) を再確認し、

ハイチの主権、独立、領土保全および統一に対する安保理の強い公約を再確認し、

ハイチにおける永続的な安定および民主主義の達成に向けた最近の措置を歓迎し、

地方および国政選挙の最後の投票が 2007 年 4 月 29 日に平和的に実施されたことを含む、ハイチの政治プロセスにおいて継続して成果が上がっていることを歓迎し、また、このプロセスに従事している女性および若者の数に満足をもって留意し、

ハイチにおける課題の相互関連性を認識し、治安、法の支配および制度改革、国民的和解ならびに開発の持続的な向上が相互に補強しあうことを再確認し、これらの諸課題に向けたハイチ政府および国際社会の継続的努力を歓迎し、

人権の尊重、法手続および犯罪行為への対処ならびに不処罰との決別が、ハイチにおける法の支配および治安を確保するために不可欠であることを認識し、

最近の数ヶ月における治安状況のめざましい改善を確認するが、治安状況が相変わらず脆弱であることに留意し、

ハイチの国境を効果的に管理し守ること、および国境の治安に対する共通の利益に一致して、ハイチおよび隣国ならびに地域諸国間の協力の重要性を強調し、

麻薬および武器の国際的な違法取引がハイチの安定化に影響を与え続けていることを強調し、

安全かつ安定した環境を確保するためハイチ政府の支援を継続している、国際連合ハイチ安定化ミッション (MINUSTAH) を賞賛し、

進行中のハイチの安定化および復興の過程における地域機構の役割を強調し、また、MINUSTAH に対し米州機構 (OAS) およびカリブ共同体 (CARICOM) と緊密に共同し続けるように求め、

信頼でき、有能、かつ、透明性のあるガバナンスを確立することの重要性を強調し、また、国家機関のさらなる強化をハイチ政府に奨励し、

立法および行政部門間の協力を通して司法改革のための法的枠組の確立に向けた最初の措置を歓迎し、

長期にわたる公判前勾留に関する諮問委員会の設置を賞賛し、また、この問題および超過密刑務所に向けたさらなる努力に対する安保理の強い支援を表明し、

国際社会と協力して、とりわけ主要な司法および矯正制度の改革の努力とともに、ハイチ国家警察 (HNP) 改革計画の履行を継続することにより、治安部門改革を推進することを、ハイチ政府に求め、

ハイチ有権者登録更新に対する O A S の支援を歓迎し、援助供与者および地域機構ならびに MINUSTAH および国連システムの継続的支援で、恒久的かつ効果的な選挙機関を設立すること、また、ハイチの憲法に基づく要請に一致した選挙を実施することを、ハイチ当局に求め、

雇用創出および基本的な社会サービスの提供に役立つ高度に効果的で目に見える労働集約的な事業の即時履行の必要を強調し、

被災者の必要に対応するためにハイチ当局および MINUSTAH によってなされた称賛に値する活動を確認し、また、この点に関する将来の協調的行動を歓迎し、

MINUSTAH の軍事および警察要員ならびに彼らの提供国に対し感謝の念を表明し、また、公務中に負傷または死亡した要員に敬意を表し、

2007 年 8 月 22 日の事務総長報告書 S/2007/503 を歓迎し、

ハイチの状況が、これまでの成果にもかかわらず、依然として地域の平和および安全に対する脅威を構成し続けていると判断し、

決議 1542(2004)の第 7 項第 1 節で説明されているように、国際連合憲章第 7 章のもとで行動し、

1. 安保理決議 1542(2004)、1608(2005)、1702(2006)および 1743(2007)に含まれた MINUSTAH の職務権限を、さらなる期間更新の意図を残しつつ、2008 年 10 月 15 日まで延長することを決定する。

2. MINUSTAH の編成を調整し、現場における変化する状況および優先度を反映したその活動を再編成する必要性を考慮して、事務総長報告書 S/2007/503 の 28 および 29 項に要約された概念に一致してミッションを再構成するための事務総長の勧告を支持し、MINUSTAH は全階級の最大 7060 名の軍事部門および合計 2091 名の警察官からなる警察部門で構成することを決定する。

3. とくにハイチ政府と緊密に協力し治安状況の改善に取り組む事務総長特別代表の努力に対し、彼への安保理の十分な支援を表明し、また、ハイチにおける国際連合諸機関、基金および計画のすべての活動を調整し、実施する彼の権限を再確認する。

4. 同国の安定化に関するあらゆる面でのハイチ政府および国民の主体的取り組みと第一義的な責任を認識し、また、この点に関して同政府の努力を支援する MINUSTAH の役割を認識し、MINUSTAH の持続的な成功にとって不可欠である、ハイチ政府の能力を強化するための国際的な支援をハイチ政府が十分に活用し続けるよう奨励する。

5. 仲介も含め、ハイチで進行中の憲法に基づく政治プロセスを支援し、また、ハイチ政府と協力し、包括的政治対話および国民的和解を促進し、来る選挙プロセスに対する後方および治安に関する支援を提供するという MINUSTAH への安保理の要請を再確認する。

6. あらゆる面での制度的能力構築のためのハイチ政府の努力に対する MINUSTAH の継続的な貢献を歓迎し、また、MINUSTAH に対し、その職務権限と一致する範囲で、あらゆる形態の犯罪と闘うためのハイチ当局による努力を考慮し、とくにポルトープランス以外で、主たる省庁および機関への特別な専門的知識の提供も含め、自立的国家制度のを強化するような支援を拡大することを、求める。

7. MINUSTAH がハイチにおける治安を確保するために必要とみなされる時に HNP に対するその支援を継続することを要請し、MINUSTAH およびハイチ政府が暴力の水準を低下させるための調整された抑止活動を取り続けることを奨励する。

8. HNP 改革計画の実施における進捗状況を歓迎し、また MINUSTAH に対し、その職務権限と一致する範囲で、とくにすべての警察要員の監視、指導教育、訓練、入念な検査および制度面での能力の強化を支援することにより、HNP 改革計画に従い伝統的な法と秩序維持義務に従事する HNP の能力を向上させるため地理的および機能的責任をハイチの相手方に積極的に移管するための包括的戦略に一致して、HNP の教官および顧問として任務を果たす十分な数の警察官を募集し、HNP の改革および再構築するハイチ政府を支援することを要請する。

9. 隣国および地域諸国を含む加盟国に対し、MINUSTAH と連携し、国境を越えた麻薬や武器の不法取引ならびにほかの違法な活動に対処するために同政府と共に従事し、また同地域における HNP 能力の強化に貢献するように招請する

10. 国家の能力構築を強調し、包括的な国境管理手段を進めるため同政府の努力を支援する技術的専門知識を提供することを、MINUSTAH に対し要請し、また、この分野における同政府の努力に対する

調整された国際的支援の必要性を強調する。

11. MINUSTAH が、HNPによる国境治安活動を支援するため海洋および陸上国境に沿った警らの確立することの必要性を認識し、また、MINUSTAH が、ハイチ政府および加盟国とハイチの陸上および海洋国境に沿った脅威の評価に関する議論を継続することを奨励する。

12. 国連国別現地チームに要請し、また、全ての関連する人道支援および開発関係者に、懸念される人々の生活条件を効果的に向上させることを目的とした活動とともに MINUSTAH の支援でハイチ政府によりとられた治安活動を補完することを求め、MINUSTAH にすぐに効果のでる事業を実施し続けることを要請する。

13. MINUSTAH からの要員に対する攻撃を非難し、人道支援、開発もしくは平和維持活動に従事している国際連合および関連要員もしくは他の国際的または人道的機関に対して向けられた脅迫または暴力行為を行わないことを要請する。

14. 法の支配制度の改革に向けて取られた措置を歓迎し、この点に関する必要な支援を提供し続けることを MINUSTAH に要請し、また、ハイチ当局が、とくに司法公安省の再構築、判事の資格証明、最も脆弱な者に対する法的支援の提供、および主要な法制度の近代化の分野で、この支援を十分に利用し続けることを奨励する。

15. 武装解除・動員解除・社会復帰に関する国家委員会への支援および労働集約的事業、兵器登録制度の開発、武器の輸入および所有に関する現行法の改正ならびに兵器許可制度の改革に関して努力を集中することを含む社会における暴力削減への対処方法の追求を継続することを MINUSTAH に要請する。

16. MINUSTAH の人権に関する職務権限を再確認しハイチ当局に人権を保護し促進するための努力を続けることを求め、MINUSTAH にハイチ国家警察および矯正部門を含む他の関連機関に対し人権教育を提供し続けることを求める。

17. 蔓延したレイプや他の少女に対する性的虐待とともに、武器を用いた暴力によって影響を受ける子どもに対する重大な違反行為を強く非難し、また安全保障理事会決議 1325(2000)および 1612(2005)の内容に従って女性および子どもの権利を保護し促進し続けることを MINUSTAH に要請する。

18. MINUSTAH および国連国別現地チームに、開発への努力をより効率的に確保し、緊急の開発問題に対処するために、両者のさらにハイチにおける様々な開発関係者との協力を高めることを奨励する。

19. 国連システムおよび国際社会、とりわけ援助供与国ならびに諸機関に、ハイチ当局と協力して、目下の必要性さらに長期にわたる復興と貧困撲滅に焦点を合わせた相互責任を基礎とした更新された支援協力制度を立案し支持することを求め、援助者にハイチにおける開発および安定化に貢献するかれらの誓約の拠出を加速することを奨励する。

20. 通信および一般広報戦略において MINUSTAH によりなされた成果を歓迎し、その活動を継続し続けることを要請する。

21. 事務総長に対し、性的搾取や虐待に関する国際連合ゼロ・トレランス政策についての MINUSTAH 要員の十分な遵守を確保するために必要な措置を取り続けるように要請し、また理事会に情報を提供するように要請し、部隊提供国に対し、自らの要員が関与した行為が適切に調査され、処罰されることを確保するように促す。

22. 事務総長に対し、MINUSTAH の活動および構成の検討、国連国別現地チームおよび他の開発担当機関との調整、ハイチにおける治安への脅威に関する包括的評価、および、ハイチ政府と協議の上で、進展を評価しあとづけるための適切な指摘を含む包括的評価のこの職務権限期間中の進展を考慮し

て、MINUSTAH の職務権限の実施に関し、半年に一度、ただし、遅くともその任期満了の 45 日前までに、理事会に報告するように要請する。

23. この問題に引き続き取り組むことを決定する。